

事 務 連 絡  
令和4年4月20日

関係者各位

九重町役場健康福祉課

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請（受領委任）について

平素より、本町の介護保険事業の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請（受領委任）については、速やかに申請書等必要書類を町へ提出していただくこととしていますが、この度、福祉用具購入後、1か月以上経過し申請書が提出される事案がありました。

購入費用の被保険者の自己負担分は購入代金領収日を基準に決定しますので、支給申請は、速やかに提出していただくようお願いいたします。

支給申請については、購入後の事後申請としていましたが、購入を予定している被保険者を把握するため、令和4年5月1日以降の申請は、購入前に申請書（その他の必要な書類は除く）の提出をお願いいたします。申請後速やかに審査し、申請者へ連絡いたしますので、その後に購入して下さい。また、購入後は速やかに提出済みの申請書を除くその他の必要な書類の提出をお願いいたします。

年度末が近づく2、3月中の申請は、予算不足等も懸念されるため、必ず事前にご相談していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 九重町役場 健康福祉課  
介護保険グループ  
〒879-4895 九重町大字後野上8番地の1  
TEL 0973 (76) 3821 FAX 0973 (76) 3840